

報告事項 1

教育長の臨時代理による神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見決定について

令和4年1月24日開催の教育委員会会議における議決に基づき、教育委員会を臨時に代理し、以下のとおり意見決定したので、報告する。

令和4年3月8日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也



神教委教第 5076 号
令和 4 年 2 月 14 日

神戸市会議長
坊 恭 寿 様

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳



市会上程予定議案に対する意見照会について（回答）

令和 4 年 2 月 10 日付神戸市会議第 394 号をもって意見を求められた標記の件について、
下記のとおり回答いたします。

記

（令和 4 年度）

第 4 号議案 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限
の特例に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例
等の一部を改正する条例の制定については異議ありません。



神戸市会議第 394 号
令和 4 年 2 月 10 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳 様

神戸市会議長
坊 恭



市会上程予定議案に対する意見照会について

令和 4 年第 1 回定例会市会に上程予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(令和 4 年度)
第 4 号 議案 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の件

第 4 号議案

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に
関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例等の一部を改正する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する
条例の一部改正)

第 1 条 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特
例に関する条例（平成31年 3 月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及
び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。 (1) 図書館、博物館、美術館、公民	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。 (1) 図書館、博物館、美術館、公民

<p>館、<u>神戸市立婦人会館</u>、<u>神戸市立青少年科学館</u>及び<u>神戸市生涯学習支援センター</u>（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>	<p>館、<u>婦人会館</u>及び<u>神戸市生涯学習支援センター</u>（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>
--	--

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第2条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>別表（第1条関係）</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育委員会の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市校区調整審議会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市校区調整審議会	[略]	<p>別表（第1条関係）</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育委員会の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市校区調整審議会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <td>神戸市教育委</td> <td>指定管理者の候補</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市校区調整審議会	[略]	神戸市教育委	指定管理者の候補
附属機関	担任する事務														
[略]	[略]														
神戸市校区調整審議会	[略]														
附属機関	担任する事務														
[略]	[略]														
神戸市校区調整審議会	[略]														
神戸市教育委	指定管理者の候補														

		員会指定管理 者選定評価委 員会	者の選定及び指定 管理者の行った公 の施設の管理に係 る評価に関する事 務
[略]	[略]	[略]	[略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
(1) <u>市税等徴収業務手当</u>	(1) <u>市税徴収業務手当</u>
(2)～(36) [略]	(2)～(36) [略]
(市税等徴収業務手当)	(市税徴収業務手当)
第4条 <u>市税等徴収業務手当</u> は、行財政局税務部に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う <u>市税、国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料</u> の滞納	第4条 <u>市税徴収業務手当</u> は、行財政局税務部に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う <u>市税</u> の滞納徴収業務又は課税調査業務に従事するものに対して支給し、その

徴収業務又は <u>市税</u> の課税調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。	額は、日額200円とする。
--	---------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(青少年科学館条例の一部改正)

2 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業</p> <p>(入館料等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別展示その他特別の催しに係る入館料は、2,000円の範囲内で<u>市長</u>が</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める事業</p> <p>(入館料等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別展示その他特別の催しに係る入館料は、2,000円の範囲内で<u>教育委</u></p>

定める額とする。

3 市長は、科学館の入館について、前売券、回数券その他の規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、第1項又は第2項の入館料の額（回数券については、その額に当該回数券で利用できる回数を乗じて得た額）の範囲内で市長が定める額とする。

5 第10条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

（入館料等の納付）

第5条 入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

（入館料等の減免）

第6条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

（入館料等の返還）

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理

員会が定める額とする。

3 教育委員会は、科学館の入館について、前売券、回数券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、第1項又は第2項の入館料の額（回数券については、その額に当該回数券で利用できる回数を乗じて得た額）の範囲内で教育委員会が定める額とする。

5 第10条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

（入館料等の納付）

第5条 入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

（入館料等の減免）

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

（入館料等の返還）

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定め

由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、科学館への入館を、拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める者

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、科学館に入館しようとする者に対して、入館を拒絶し、科学館に入館している者に対して、科学館からの退去を命ずることができる。

(1)、(2) [略]

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為をしないこと。

(行為の制限)

第10条 科学館において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許

る特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、科学館への入館を、拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める者

2 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、科学館に入館しようとする者に対して、入館を拒絶し、科学館に入館している者に対して、科学館からの退去を命ずることができる。

(1)、(2) [略]

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為をしないこと。

(行為の制限)

第10条 科学館において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところによ

可を受けなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 市長は、前項の許可に科学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、前条の許可を受けた者(以下「行為者」という。)が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)、(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(損害の賠償等)

第12条 入館者及び行為者は、科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

り、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 教育委員会は、前項の許可に科学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、前条の許可を受けた者(以下「行為者」という。)が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2)、(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認めるとき。

(損害の賠償等)

第12条 入館者及び行為者は、科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項並びに第11条（第1号を除く。）の規定の適用については、第6条並びに第8条第1項及び第2

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項並びに第11条（第1号を除く。）の規定の適用については、第6条並びに第8条第1項及び第2

項中「市長は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第10条第1項中「市長の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、同条第2項及び第11条（第1号を除く。）中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第14条 科学館の休館日及び開館時間
その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第4条関係）

(1) [略]

(2) 使用料

区分	使用料
[略]	[略]
その他 <u>規則</u> で定める行為をする場合	[略]

項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第10条第1項中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、同条第2項及び第11条（第1号を除く。）中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第14条 科学館の休館日及び開館時間
その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第4条関係）

(1) [略]

(2) 使用料

区分	使用料
[略]	[略]
その他 <u>教育委員会規則</u> で定める行為をする場合	[略]

（青少年科学館条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の神戸市立青少年科学館条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定その他の行為又は市長に対してなされた許可の申請その他の行為とみなす。

理 由

組織等の改正等に当たり、条例を改正する必要があるため。

組織改正に伴う条例改正について

1. 報告事項1

青少年科学館の移管に伴う下記の条例制定に関する市会からの意見照会について、教育長の臨時代理による意見決定（令和4年1月24日の教育委員会会議において議決）の報告を行う。

(1) 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等一部を改正する条例の制定について

<対象となる条例・主な改正箇所>

- ① 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例
 - ・市長が管理し、及び執行する教育に関する事務に、青少年科学館を追加
- ② 神戸市青少年科学館条例
 - ・「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改正
- ③ 執行機関の附属機関に関する条例
 - ・教育委員会の附属機関から、「神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会」を削除

(2) 意見決定内容

異議なし